■申告期間 2月18日间~3月17日间

所得税・市県民税の申告が始まります

●問い合せ先 厚狭税務署個人課税部門(☎72-0180)/税務課市民税係(☎82-1125)

平成 | 9年分の所得税の確定申告, 平成 20年度分の市県民税の申告が始まります。申告期間は**2月 18日(月)~3月 17日(月)**ですが、還付申告の人は2月 | 8日以前でも厚狭税務署(会場:社会福祉協議会山陽支所)で申告することができます。申告書は自分で作成していただきます。早めに書いて早めに提出しましょう。

申告に必要なもの



- 1 (スタンプ印は不可)
- 2電卓·筆記用具
- ❸申告書 (送付されている場合)
- **④給与や公的年金等の源泉徴収票など**事業や農業,不動産などの収入がある人は、収支内訳書を作成してください。
- **⑤**控除を受ける場合に必要な書類
- ▶配偶者特別控除

配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)

▶医療費控除

支払った医療費の領収書やレシート, 保険などで補てんされる金額の明細 書(領収書等は整理し,内訳書に記 入のうえ持参してください)

▶社会保険料控除

国民年金・国民健康保険・介護保険 料などの払込証明書

▶生命保険料控除・地震保険料控除 支払保険料の払込証明書

▶障害者控除

障害者手帳,要介護による市の認定 証など

- ※障害者控除について,詳しくは広報 1月1日号17ページをご覧いただく か,高齢障害課(☎82-1172)へお問 い合わせください。
- ◎その他の控除について,詳しくはお問い合わせください。

■申告相談の日程のご案内

各会場とも、初日および午前中は込み合います。また、会場の駐車場には限りがありますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。

●確定申告相談 【問い合せ先】厚狭税務署

▶税務署相談 9:00 ~ 16:00

会場	期間
社会福祉協議会山陽支所	2月18日(月)~3月17日(月)
(総合事務所西側 福祉会館 2 階)	

※上記期間中は厚狭税務署での申告相談は行いませんので, ご 注意ください。

●市県民税申告・確定申告相談

【問い合せ先】税務課市民税係

確定申告は、内容によっては以下の会場では受けられない場合があります。

▶本庁常時相談 9:00 ~ 16:30

会場	期間
市役所 3 階大会議室	2月18日(月~3月17日(月) (土・日を除く)

▶出張および休日の相談 9:30~16:00

会場	期間
埴生公民館 2 階大講堂	2月20日冰~22日金
保健センター 2 階集団指導室 (総合事務所隣接)	2月26日火~29日金 3月16日(日)
厚陽公民館 2 階講堂	3月3日(月) 4日(火)
本山公民館研修室	3月 5日飲・ 6日休
有帆公民館会議室	3月 7日金
商エセンター 2 階大会議室	3月10日(月)・11日(火)
赤崎公民館第1研修室	3月12日冰~14日金
市役所ロビー	3月15日生